



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 384 平成18年和歌山県告示第546号（法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長の指定）等の廃止 (税務課) 1
- 385 平成19年和歌山県告示第463号（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に規定する行政機関等の指定する方法）の一部改正 (〃) 1

○ 訓令

- *3 和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令 (税務課) 1

告 示

和歌山県告示第384号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 平成18年和歌山県告示第546号（法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長の指定）
- 2 平成18年和歌山県告示第547号（軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務を嘱託することができる県税事務所の長の指定）

和歌山県告示第385号

平成19年和歌山県告示第463号（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に規定する行政機関等の指定する方法）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第3号

総務部
県税事務所

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (3)

令和4年3月31日(木曜日)

別記第13号様式(第35条、第36条、第37条関係)

現 金 払 込 書										領 収 証 書									
払込者 出 納 員 収 納 員 氏 名					第 号					払込者 出 納 員 収 納 員 氏 名 様					第 号				
					年度										一般会計歳入				
歳 入 金										歳 入 金									
払込件数		払 込 金 額								払込件数		払 込 金 額							
件	百	十	万	千	百	十	円	件	百	十	万	千	百	十	円				
上記のとおり収納済通知書(収納済報告書)を添えて歳入金を払い込みます。										上記のとおり収納済通知書(収納済報告書)を添えて歳入金を領収しました。									
年 月 日										年 月 日									
(1 OCR処理分 2 非OCR分)										(1 OCR処理分 2 非OCR分)									
					備 考					他県税事務所課税分									
					件					円									
領 収 日 付 印										領 収 日 付 印									

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この訓令による改正前の別記第13号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。